

地域おこし協力隊活動報告 vol.7

# 地域おこし協力隊向け研修会

#### 「キャリア設計」をテーマに学びました

9月4日~6日の期間、長崎県主催の研修会に参加し、短い任期の中で、 自分らしさを追求しつつ、地域貢献していく働き方を学びました。

#### 齊藤 三花 隊員(写真右)

他市の協力隊との交流を通して、地域との関わり方や将来への考え方な どを意見交換しました。また、人に伝える話し方を学び、残り半年の活動 に繋げていけるよう努めていきます。

#### 古家 のぞみ 隊員(写真左)

組織や企画の方向性における道徳と経済のバランスの大切さを学びました。今後はそういった視点を意識しながら、目的を達成しつつ収益を上げられるような企画を実施したいと思います。

#### 園田 美貴 隊員(写真中央)

視察先のコミュニティカフェ「ソトノマ」では、地元の人、観光客、移住者が集まり繋がるアットホームな空間に感銘を受けました。協力隊として、平戸のことをもっと知り、地域の人に寄り添える場所づくりを目指したいと思います。

平戸市ホームページに活 動報告を随時掲載します。 ぜひご覧ください。▶

問 企画課移住・定住政策班 ☎22-9105



で、 な 動



平戸市農業委員会から農地所有者の皆さんへ

# 大地のめぐみ

問 農業委員会事務局 (農業振興課内)☎22-9172



## ストップ!農地の違反転用

農地の転用とは、農地を宅地や駐車場、資材置き場、太陽光発電施設を設置するなど、耕作以外の目的に使用することです。農地を転用する場合は農業委員会の許可などが必要であり、許可を取らずに違反転用した場合、3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金を科せられる場合があります。

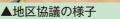
また、農地を改良する場合(農地のかさ上げや、小さな農地をまとめたいなど)も農業委員会への届出が必要です。 農地の転用などを考えている場合はまず、農業委員会へご相談ください。

## 「地域計画」の話し合いに参加しましょう!

地域計画とは、地域農業のあり方について話し合った 結果を、計画と地図にまとめた将来の地域農業の設計 図です。話し合った内容を可視化した「目標地図」を作 成し、作成後は見直しを行いながら、地域農業の維持 発展に活用していきます。この計画では、農地の所有者 や耕作者の皆さんの話し合いへの参加と、農地利用に ついての意向確認が不可欠です。

市から話し合いへの参加をお願いする場合もあります ので、積極的なご協力をお願いします。







▲地域計画について 詳しくはこちら

## 農地の貸借のご相談は農業委員会へ

口約束での農地の貸借は、貸し手と借り手の双方の 誤解でトラブルになるというケースも珍しくありません。 農地を貸借する際は、必ず農業委員会へご相談下さい。

根拠法令	制度の特徴
農地法第3条	貸借の許可を受けるもので、解約時に も許可が必要です。
農地中間管理制度	農地バンク(農地中間管理機構)を通して利用権の設定を行う方法です。貸主は確実な賃料の収入が期待でき、借主は周辺農地に規模拡大したい場合など、公社とのやりとりにより農地の貸借を行うことができます。 令和7年4月から、農地の貸借は原則、本制度を利用した手続きになります。

# 全国農業新聞

農業委員会のネットワークが発行する週刊 (月4回金曜日発行) の農業総合専門誌

○申込先 ▶農業委員会事務局

▶地区農業委員

○購読料 月額700円



### 最低賃金改定

10月12日から、長崎県の最低賃金が改定されています。農作業の受委託を行う場合は1時間当たり「953円」を下回らないようご留意ください。

# 農業者年金で安心・豊かな老後を

少子高齢化に強い積立方式・確定拠出型の年金です。 次の要件に該当する農業従事者が加入できます。

○加入要件 ①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事

③20歳以上60歳未満の人または、60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者

○税制優遇措置 保険料は全額、社会保険料控除の対象となるため、所得税や住民税の節税につながります。 ※年金は生涯支給されます。加入者や受給者が80歳未満で亡くなった場合は「死亡一時金」の制度があります。 ※条件を満たすと、保険料の国庫補助が受けられます。

11 Hirado City Public Relations,2024.11 広報ひらど 令和 6 年11月号 10